

自立支援医療（精神通院）指定医療機関 各位

岡山県精神保健福祉センター

自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置として、国において、全国一律に自立支援医療（精神通院）受給者証（法別番号21）の有効期間を1年間延長することが決定されました。

これに伴い、岡山県内在住の受給者の方で、現在お持ちの受給者証の有効期間が、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに満了する方は、延長の手続き不要でその有効期間が1年間延長されます。

（例）現在の有効期間が令和2年9月30日までの場合、令和3年9月30日まで延長されます。

公費医療名	法別番号	実施主体
自立支援医療（精神通院）	21	岡山県

なお、有効期間を延長した受給者証の再交付は行いません。

受給者の方には、現在お持ちの受給者証を引き続き1年間延長した有効期間までご使用いただきます。各医療機関におかれましては、受給者証を確認する際は、有効期間の読み替えをお願いいたします。（「階層D」に該当する場合は、経過的特例により令和3年3月31日まで）

ただし、自己負担上限額、医療機関や保険等の変更があった場合には、従前どおり患者からの申請・届出により受給内容の変更が行われます。

診療・調剤の際には、ご注意くださいようお願いいたします。

今後の取り扱いについては、随時岡山県HPに掲載しますので、ご参照ください。

（お問い合わせ先）

岡山県精神保健福祉センター

電話 086-201-0441